

# 平成30年度北海道男女平等参画審議

## 第2回専門部会議事録

日時 平成30年9月27日（木）14：00～16：00

場所 北海道庁本庁舎 塔屋 環境生活部1号会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

#### (1) 説明事項

道内における配偶者からの暴力に関する状況

#### (2) 審議事項

第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画（仮称）の検討

### 3 閉 会

## 1 開 会

○津島女性支援室主幹 本日は、お忙しいところをお集まりいただき、誠にありがとうございます。

皆さんがお揃いになりましたので、ただ今より平成30年度北海道男女平等参画審議会第2回専門部会を開催いたします。

本日の出席状況ですが、旭川市の竹内委員が所用のため、出席できないということで、4名の皆様方にご出席いただいています。

配付資料は、テーブルの上に置かせていただいています。事前に会議次第と資料1から8までお送りさせていただいていますが、お持ちでなければ申し付けいただきたいと思います。

## 2 議 事

○津島主幹 それでは、早速、議事に入らせていただきます。これからの議事進行は、山崎部会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○山崎部会長 皆様、今日はどうぞよろしくお願いいいたします。議事に入らせていただきます。

まず、議題(1)の説明事項ですが、道内における配偶者からの暴力に関する状況について、事務局から説明いただきたいと思います。

○事務局 配偶者暴力被害に関する北海道の状況ということで、資料1に基づきDVに関する相談と一時保護の状況について説明いたします。

まず、1の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数をご覧ください。

配偶者暴力相談支援センターにおけるDV被害者本人からの相談件数を掲載しています。道内には、道立女性相談援助センターのほか、道庁や各総合振興局、それから札幌市、旭川市、函館市の3市を合わせた20の配偶者暴力相談支援センターが、配偶者暴力防止法に基づき相談をはじめとする業務を行っています。

相談件数は、平成25年度から29年度の間約2,400件台から2,800件台の半ばで推移しています。平成29年度は、前年に比べると9.7%増の2,880件であり、244件増加しています。増加が目立つ機関は、女性相談援助センターが110件の増、道庁・14振興局が98件増加という状況です。

その下に全国の相談件数を掲載しています。全国的には、平成14年度の統計開始以来、右肩上がりの増加傾向で推移してきましたが、平成28年度に初めて減少の状況になっています。平成29年度の件数は、国から発表されていませんので、未公開という表し方にしました。なお、国に内々に集計状況を聞いたところ、10万6,110件であり、0.2%微減の状況です。これは、国と各都道府県で確認調整中であり、正式発表は、今月28日から10月上旬の予定です。

それから、2の道内関係機関の相談件数です。配偶者暴力相談支援センター以外の関係機関である北海道警察本部、婦人相談員を設置して相談などの業務を行っている道内12市、法務局、民間シェルターにおけるDV相談等の件数を掲載しています。

平成29年度は、全ての機関・団体が前年に比べて件数が減少しています。減少が目立つのが民

間シェルターで、1,000件減少しています。この要因は、本来、相談件数に入れなくてもよい単なる連絡や通知、近況報告に近いものまで、相談としてカウントしていた民間シェルターがあり、そのシェルターが取扱いについて、見直しを行った結果によるものです。

また、北海道警察本部においては、凶悪事件などを背景に対策の強化が進められて、件数も右肩上がりで増加してきましたが、平成29年度においては3,032件と前年に比べて0.5%の微減となっています。

裏面に移って、DV被害者の一時保護の人員数と日数を掲載しています。

道では、配偶者暴力防止法に基づき、緊急に避難を必要とするDV被害者の方々について、婦人相談所である道立女性援助センターをはじめ、道の業務委託により民間シェルター、母子生活支援施設、社会福祉施設が、一時保護を行っています。

一時保護を行った被害者本人の年間の合計をみると、平成26年度が過去最多の年間342件でしたが、平成27年度から減少し、平成29年度は過去最少の219名という状況です。

その下は、DV被害者の同伴児の一時保護の人員数です。被害者本人の人数に対して、単純平均ですが、1名ないし2名の割合で、これについても、統計開始以来、同じように人数が減少しています。

それから、一番下には一時保護の日数を掲載しています。これは、被害者本人の一時保護の人員数に一時保護を行った日数を掛け合わせたものです。平成26年度までは年間5,000人台で若干の増加傾向で推移していましたが、先ほど申し上げたとおり、一時保護人員数が平成27年度から減少傾向にあることから、平成28年度は過去最少の日数になっています。平成29年度については4,656件であり、前年に比べて4.3%の微増という結果になっています。

説明は以上のとおりです。

**○山崎部会長** 今の説明に、何かご質問等がありますか。保護件数は減っているけれども、保護日数は増えているということですね。

**○事務局** そうです。民間シェルターが取り扱う日数が増えているところがあり、このような結果になっています。

**○山崎部会長** 日数が増えていることについては、最近、高齢者が多くなってきていて、高齢の方がアパートをなかなか見つけられなくて、日数が増えているのではないかと感じています。同伴児の人数が減っているのは、高齢者が増えているところにもあるのかと感じています。

ご質問等はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

**○山崎部会長** それでは、質問等はないようですので、次の議題に入りたいと思います。

第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画の検討についてです。

まずは、前回、第1回専門部会の議事の概要、それから、皆様からいただいたご意見のうち、配偶者など計画で使用する用語の取扱いに関する考え方について、事務局から説明をお願いします。

**○津島主幹** まず初めに、資料2の第1回専門部会の議事概要について説明させていただきます。

前回の開催から2カ月以上経過しているので、どういう会議であったか皆さんに思い出していただくため、若干説明させていただきます。前回は、7月11日にこの会場で開催させていただきました

した。佐藤委員が所用のため出席できなかったということで、酒井委員、竹内委員、広瀬委員、山崎部会長の4名で開催させていただきました。

内容としては、配偶者暴力に関する北海道の取組と道立女性相談援助センターの概要、相談・一時保護の状況について説明させていただきました。

それから、基本計画の改定に対する道の考え方や基本計画のたたき台の体系について説明した後、たたき台について皆様からご意見をいただきました。いただいたご意見については、1ページ目から2ページ目に記載しています。

まず、北海道の一時保護件数が全国と比べて高いこと、また、全国的に相談件数が警察で増えているのに対し、一時保護件数が減っていることについて、原因を調査できないかというご意見をいただきましたが、これについては、手法も無く、難しいとお答えさせていただきました。

裏面に移って、用語の取扱いということで、たたき台の中に使っている表現が配偶者、パートナー、女性等と散見しているので、特別な意味がなければ統一したほうがよいのではないかという意見をいただいています。

また、第4次計画を一般の方々にも読みやすくという意味で直したところ、取組のところを簡略にし過ぎて、特に警察の取組などが後退したイメージがあるので、もう少し具体的に書いてほしいという意見をいただいています。

その他の意見の対応については、後ほどご説明させていただきます。

2つ目の用語の取扱いについて、資料4を用意しましたのでご覧願います。

前回、事務局で提示した第4次計画のたたき台の中では、配偶者、生活の本拠を共にする交際相手、交際相手、夫等、パートナー、また配偶者以外のパートナーという言葉も使っていました。ほとんどは配偶者なのですが、生活の本拠を共にする交際相手というところが1カ所、その他に交際相手が5カ所ほど、そして、夫等という言葉は1カ所使っていました。また、パートナーについては、配偶者以外のパートナーなどを合わせて4カ所ほど使っていました。これらを確認し、計画でどのような用語を使用するか整理させていただきました。

まず、法令の定義ですが、中段の法第1条第3項で、配偶者には婚姻の届出をしていないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にある者を含むとなっています。法律で定義されている配偶者の定義はこれだけです。また、法第28条の中で、平成26年の法改正で追加されたものとして、生活の本拠を共にする関係にある交際相手という文言があります。こういう方については、法律の中の保護命令の対象になるということで、法第28条でこのような定義がされています。

施行通知では、婚姻の届出をしていないが、事実上、婚姻と同様の事情にある者についてと、生活の本拠を共にする交際相手について定義されています。事実上、婚姻関係と同様の事情にある者というのは、婚姻の意思、共同生活、届出のうち、届出だけがされていない、いわゆる事実婚です。生活の本拠を共にする交際相手というのは、そのうち、婚姻の意思もないということです。婚姻の意思もないし、届出もない共同生活ということです。

その他、内閣府で毎年実施しているアンケート調査の「男女間における暴力に関する調査」では、法律と違う定義で調査を行っています。その調査では、配偶者には元配偶者も含むということで、国においても法律と各調査によって配偶者の定義にばらつきがあるという事情がありました。

そこで、今回の計画に当たっては、配偶者をどうするかですが、法律の保護命令の対象となっている方、ここは配偶者というくりにしたほうが分かりいいだろうということで、計画でいう配偶者には、配偶者、事実婚、法律では配偶者と呼ばないけれども、保護命令の対象となる元配偶者、事実婚を解消した相手、あとは、生活の本拠を共にする交際相手です。これをまとめて配偶者とするということです。計画でいう交際相手というのは、共同生活を営んでいない、いわゆる恋人や同性の相手も含めて交際相手と言いましょと。パートナーというのは、配偶者、交際相手を含めて、全てを指しますという整理を考えています。

なお、計画でいう配偶者とはどういうものを指すのか、交際相手とはどういうものを指すのかということは、計画の前段で明記したいと考えています。

前回の議事概要と計画で使用する用語についての説明は以上です。

○山崎部会長 前回の議事内容と計画で使用する用語の取扱いについて、保護命令の対象になっている者を配偶者として、あとは交際相手、そして配偶者と交際相手をパートナーというくりにという説明でしたが、何かご質問はありますか。

○佐藤委員 最終的に、基本計画にはこの用語を説明した文章は載せるのですか。

○津島主幹 後ほどご説明しますが、計画の最初に定義として、配偶者とは何を指す、交際相手は何を指すという説明を入れようと思います。法律でいう配偶者というのは、世間一般で使う配偶者と違いますので、一般の方がこれを見ても分からないだろうと思います。

○佐藤委員 前回は欠席をして大変申し訳なかったのですが、前回の議事録や先ほどの説明のところであったように、パートナーという言葉に大事にした方がよいという議論があったようですが、今回の基本計画案を見ると、パートナーについて余り触れられていないように思います。

○津島主幹 パートナーという言葉を使っているところは3、4カ所しかないのです。前回、いっそのこと全部をパートナーという言葉にしようかという意見もありましたが、法律が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」ですから、計画でパートナーと使ってしまうと、配偶者以外も含まれてしまうので、どうしても分かりにくくなってしまいます。

○佐藤委員 前回の議論の中では、パートナーという言葉を使うことによって、マイノリティーの方も含め、全てを包括し、道が対応していくことできるのではないかということでした。そういう形を作っていくことは大事だと思ったので、確認させていただきました。

○山崎部会長 配偶者の定義の中では、生活の本拠を共にする交際相手という中に、マイノリティーのレズビアンやゲイといったカップルは含まれるのでしょうか。法律では廃除されておらず、つまり、同性は配偶者としないと法ではなっていないですね。

○津島主幹 実際、そうならないので、「同性の相手も法の対象になるか」を国に何回か質問しています。今年の春先に質問したときは、「対象になる」という答えでした。ただ、4、5年前に聞いたときは、「そもそも配偶者というのは夫婦を対象にしているので、対象にならない」という答えでした。照会は文書ではなく、口頭で行ったのですが、国も、考えが少しずつ変わってきたのだろうという気がしています。ですから、ここでいう生活の本拠を共にする交際相手の中には、そういう方も含まれているということです。

○山崎部会長 そういう方も含めて、配偶者ということになるわけですね。そうすると、パートナー

で全体をくくっても、保護命令に関しては配偶者しか適用されませんね。また、パートナーとなると、配偶者及び交際相手ということですね。

○津島主幹 そうです。

○山崎部会長 そうすると、配偶者でなければならないところを抜かしたら、パートナーという文言にできるのではないかと思います。保護命令のところとか、配偶者という定義がどうしても必要だということ以外のところは、パートナーで大丈夫かだと思います。例えば、資料8の17ページの施策の方向の配偶者暴力についての認識の一層の浸透というところでは、「配偶者からの暴力は」とありますが、この辺はパートナーに変えても大丈夫かだと思います。

○津島主幹 意味としては大丈夫なのですが、なかなか難しいです。

○山崎部会長 配偶者でなければいけないのは、保護命令のところだと思うのです。

○津島主幹 保護命令のところは、ボリュームはそんなにないのです。ですから、パートナーを使うと、ほとんどがパートナーという使い方になってしまいます。そうなった場合に、配偶者暴力防止法の対象ではない単なる恋人関係もここに入ってきてしまいますから、配偶者暴力防止に関する計画というものから離れてしまうと思うのです。

この計画では、配偶者に性的マイノリティーの方々も含めているというのが一番重要なので、パートナーという言葉を使うことで、この計画の性格が分かりにくくなると思うのです。他府県ではパートナーという言葉を使っておらず、一步進んだ感じにはなるとは思いますが、難しいです。

○山崎部会長 法律的には、普通の交際相手は対象になっていないということですね。

○津島主幹 法に基づく計画である以上、法律で使っている言葉を主として計画を作ったほうが分かりやすいかと思います。

○佐藤委員 言葉にこだわっているわけではなくて、全ての人を包括していることが表れていればいいと思うのです。

○津島主幹 それで、最初に言葉の定義を記載したいと考えています。

○佐藤委員 この配偶者の中には、マイノリティーの方々も入っているのですか。

○津島主幹 はっきりと性的マイノリティーの方もこの計画の対象ですというのは書きにくいところがあります。資料8の16ページの基本的な方向と具体的な取組のI、配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進のところの3行目に、配偶者からの暴力の被害者の多くは女性ですが、男性や性的マイノリティーの方の被害もありますということで、この計画では性的マイノリティーの方も配偶者として考えていますということに記載させていただいているつもりです。

○酒井委員 一般的な配偶者という定義と少し違うので、整理しなければいけないと思います。

先取りになってしまいますが、計画の趣旨の下の定義のところです。配偶者と交際相手について定義していますが、配偶者の定義の最後のほうに、生活の本拠を共にする交際相手や元交際相手を配偶者と表記しますということで、この中に交際相手という言葉が出てきて、その交際相手の定義を下でしているように読めるのです。私のような法律家はそんな読み方をします。多分、配偶者と交際相手というのは、先ほどの円でいうと違う定義であって、その2つをまとめてパートナーだと定義するのであれば、配偶者の定義の中に交際相手という言葉が出てくると、ループしてしまう感じになるので、そこは少し整理したほうがいいと思います。

それから、これは法律ではないので、厳格に適用して効果がどうこういうのではなく、どちらかという、世の中に向けてのアピールだと思うので、同性の相手も交際相手に含めますというのであれば、もう少しはっきり配偶者の方に、生活の本拠を共にする交際相手を配偶者と表記しますとして、その配偶者の定義の中にも同性カップルも含めますとはっきりと表明した方がいいと思います。ここの言葉の使い方が分かりにくいです。これだけだと、性的マイノリティーは交際相手の方にしか含まれていないように読めてしまうのです。

○山崎部会長 生活の本拠を共にする性的マイノリティーカップルも配偶者としてみなすという文言を明記したほうがよいのではないかということですね。

○酒井委員 そうですね。性的マイノリティーという言葉を使わなくても、例えば、同性の相手も交際相手に含みますという言葉、配偶者もそうであれば、生活の本拠を共にする交際相手や元交際相手は含みますということになるのでしょうか。この交際相手という言葉の説明が下にあるようにも思ってしまうのです。

○津島主幹 法第28条の中で、前第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際をする関係にあるということで、いわゆる生活の本拠を共にする交際相手についても準用するという文言があるので、どうしても配偶者を定義するときに交際相手という言葉が出てきてしまうのです。

○酒井委員 逆に言うと、配偶者と交際相手を区別しなければいけない箇所はあるのですか。

○山崎部会長 法律の中で、生活の本拠を共にする交際相手は配偶者であるけれども、そうではない交際相手は配偶者ではないというのが、ややこしいのだと思うのです。

○津島主幹 前回ご意見をいただいたのは、資料4のところで「夫と」という言葉を使っていたからだと思います。配偶者、交際相手とっている中で、なぜか「夫と」というところが1カ所だけあったので、用語を統一したほうがいいのではないかというご意見を最初にいただいたのだと思うのです。交際相手については、同性の相手も交際相手に含みますとなっているので、生活の本拠を共にする交際相手も同様です。

○酒井委員 配偶者の中に交際相手が入ってしまっているのではないですか。

○津島主幹 入っています。

○佐藤委員 配偶者の中に入っている交際相手というのは、生活の本拠を共にするというのが頭についている交際相手ですね。いわゆる交際相手のほうは、共同生活を営んでいないというところの違いがあると思うのです。配偶者のほうに同性の相手も含むという言葉を入れることは難しいのでしょうか。今も既に同性婚が認められているところもありますからね。

○津島主幹 書きぶりについて検討させていただきたいと思います。

○広瀬会長 これは、カップルという言葉を使ったらだめなのですか。同性・異性カップルといってしまうと、すぐに分かるような気がします。同性のカップルと異性のカップルの両方を含んで生活の本拠を共にしているとすると、交際相手という言葉は要らなくなりますよね。

○津島主幹 配偶者の中には同性も含まれているということが、もう少し分かりやすくなるような表現を検討させてください。

○山崎部会長 それでは、配偶者の定義の中に同性カップルも含まれているという文言を何か考えて

いただくということでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山崎部会長 他にございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○山崎部会長 それでは、意見がないようでしたら、次に移りたいと思います。前回の専門部会でいただいたご意見に関する検討状況、それから、検討の結果、前回の第4次基本計画たたき台に、修正などを加えた専門部会案について説明をお願いします。

○事務局 最初に、資料5に基づき、資料2の第1回部会議事録概要にも記されている委員意見に対する事務局の考え方、計画への反映などについて説明します。

まず、共通事項として用語の取扱いです。これは、今、議論いただいたものですが、対象者の表現が配偶者、パートナー、女性等と散見されるので、用語をできるだけ統一した方がいいのではないか、最初に配偶者等とは何かを定義してはどうかという意見です。現時点の事務局の考え方としては、法令や国の施行通知、男女間における暴力調査で書かれている定義などを参酌して、計画で使用対象の用語を①配偶者、②交際相手、③パートナーに絞り込んでいます。計画への反映については、計画策定の趣旨の中で、計画で使用する配偶者の定義を明記するとともに、「夫等の暴力」を「配偶者からの暴力」に修正します。それから、「配偶者以外」のパートナーを「交際相手等」のパートナーに修正したいと考えています。

次に、目標1、若年層に予防啓発の推進ですが、意見の趣旨については、デートDV防止出前講座が学校現場で求められていて、法務局の人権擁護委員がデートDV講座を行っているので、人権擁護委員にお願いしてはどうか、ぜひ再開してほしいというご意見です。これについては、道では、平成23年から平成25年までに約100校で出前講座を実施していて、平成27年には、各学校独自にDV予防教育を実施できるようにと指導の手引を作成し、これを活用するとともに、ホームページで法務局・人権擁護委員連合会が実施するデートDV防止出前講座を紹介しています。従って、引き続き、法務局や道教委と連携して、学校における予防教育を推進していきたいと考えています。

次に目標2、医療関係者からの通報についてですが、医療関係者対応マニュアルをもう一度作成して、これを配ったらどうかというご意見です。このマニュアルは、策定から年数が経過していますので、改訂版を策定する方向で、次年度から審議会の専門委員会などを活用し、検討していきたいと考えています。

同じく目標2、相談体制の充実というところで、第3次計画に比べると、警察の取組が抽象的であり、後退したイメージが見えるので、もう少し具体的に書いたらどうかという意見です。これについては、道警と協議の上、具体的な内容になるように修正しています。現計画に書かれている事項を加筆修正する形で反映しています。なお、道警の取組だけではなく、計画全体に渡って、それ以外の取組についても、具体的な記述を要すると思われるところを、修正を施しています。

それから、目標5の市町村、関係機関・団体等との連携です。民間シェルター活動圏域外の振興局関係機関連絡会議にも民間シェルターが参画できるように配慮してほしいという意見です。これについては、各地域における一層の連携協力を進めることは欠かせないので、関係振興局において

連絡会議への民間シェルター参画について働きかけを検討していきたいと思っています。

最後の職務関係者の研修、人材育成です。これは、竹内委員からの意見だったと思いますが、心理的に悩む相談員が多いので、悩んでいる相談員に対する配慮や支援ができないだろうかという意見です。これについては、配偶者暴力相談支援センター職員や婦人相談員等を対象とした研修会があるので、その中で臨床心理士などの心の専門家による研修ができるよう検討していきたいと思っています。なお、竹内委員のお話しでは、市町村に置かれている相談員は1人であり、職場で同じ仲間がおらず、相談できない環境にあるという意味合いもありました。これには活動しやすくなるようなネットワークづくりが課題になるのかと考えています。いろいろな研修会や会議がそれぞれの地域で行われていますので、そういう機会に他の相談員と気軽に話し合いができるような場づくりを設けていくことが必要かと思っています。

続けて、資料6に基づき、前回の第4次基本計画たたき台に、修正などを加えた専門部会案について説明していきたいと思っています。左側のたたき台が前回部会に提示した案で、右側の第4次計画部会案がいただいた意見等に基づき修正を加えたのものです。

まず、第1の計画の趣旨、1の計画策定の趣旨です。たたき台では、「配偶者からの暴力」からといきなり入りましたが、本計画は、配偶者からの暴力だけではなく、あらゆる暴力の根絶にかかわる計画であることから、前段に、「暴力は、被害者の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です」と入れて、その下に、「特に、配偶者からの暴力」はという修正をしています。

そこから少し下がって、配偶者からの暴力防止及び被害者保護に関する法律の略称です。たたき台では、「法」という文言で書いていましたが、男女共同参画基本計画で「配偶者暴力防止法」という略称にしているので、その名称に合わせました。

一番下のところが、資料5で説明した用語の統一です。本計画で使用する配偶者の定義を明記することとしまして、現時点では、「配偶者」と「交際相手」について説明しています。

2ページ、2の計画の位置付けでも、法律の略称を「配偶者暴力防止法」に修正しています。

4ページ、2の相談等の状況、(1)全国の状況です。a相談のところで、まず、下の全国の警察における配偶者等からの暴力事案の相談件数というグラフですが、この本文を平成29年度のデータに更新しています。それから、図5に前回は記していなかった平成29年度のデータを追加しています。なお、図4については、内閣府の相談件数が発表されていないので、依然として空欄のままです。

5ページに移って、bの一時保護です。本文について、平成28年度のデータを踏まえて修正しています。用語を統一し、「夫等の暴力」を「配偶者からの暴力」に文言修正しています。図6に平成28年度データを追加しています。

6ページ、(2)北海道の状況、a相談です。これについても、本文のデータを平成28年度から29年度に更新しています。図8もデータを追加しています。表2の配偶者からの暴力被害の地域別相談受理件数ですが、空欄であった地域別の欄に平成29年度データを追加しています。

7ページでは、図9・10・11にそれぞれ平成29年度データに追加しています。

8ページでは、図12の婦人相談員設置市における相談件数について、データを更新しています。

図13、道内の主な配偶者暴力被害者相談機関の相談状況については、平成29年度のデータを追加するとともに、横の棒グラフを縦棒グラフに改めています。それから、図14の道立女性相談援助センターにおける一時保護人数の凡例に記されている女性援助センターと委託施設です。本文には委託施設という文言がないので、どのような施設を指すのか分かりにくいので、「委託施設」を「民間シェルター等」という言葉に修正しています。この文言は、9ページのそれぞれの図にも修正を加えています。その下の図15は表3と修正しています。

9ページ、たたき台では、表3の年齢別一時保護の状況ですが、30代を頂点に山なりの状況になっていますので、その部分を分かりやすくするため、表ではなく、グラフで表しました。それから、たたき台の表4・5・6もそれぞれ表番号を修正しています。

10ページのc保護命令では、図番号を15から16に、票番号を7から6に変えています。

11ページの全国との比較ですが、これも図番号を修正しています。図17の全国との比較の中の(2)一時保護の件数ですが、平成28年度の全国データを追加しています。(3)の保護命令件数も平成29年度のデータを置き変えています。

12ページ、第3の施策の概要の1、基本的な考え方です。ここでは、「配偶者以外のパートナー」を「交際相手などのパートナー」に修正し、配偶者以外のパートナーについて例示を施しています。その下は、ご覧のとおり文章を整理しています。

13ページ、2の施策の体系です。IIの男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶というところについては、記述を第3次北海道男女平等参画基本計画のままにするため、柱立てした「男女平等参画を阻害する暴力に対する取組の充実」を削除しています。

14ページでは、第4の基本的な方向と具体的な取組、1の配偶者からの暴力の根絶、目標1です。配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進については、用語の統一を図り、「配偶者以外のパートナー」を「交際相手等のパートナー」に修正しています。

15ページでは、目標2、被害者の発見や相談体制の充実、1の被害者の早期発見のところで修正を加えています。まず、16ページ、取組の2つ目の丸では、「学校や児童相談所、保健所などの関係機関や団体、市町村等と連携した啓発」を「関係機関や団体、市町村等に対する積極的な情報提供」と修正を加えています。下に移って、たたき台の施策の方向の医療関係者への啓発のii、被害者保護に向けた連携の取組です。被害者の発見、保護に向けた啓発については、「DVに関する医療関係者の対応マニュアル」の活用促進という文言を加えて修正しています。たたき台の2つ目の丸、相談機関に係る情報が被害者に確実に提供されるよう周知では、「医療関係者に対する」という文言を加えています。その下の福祉関係者との連携の取組についてですが、たたき台では、「民生委員・児童委員との連携」となっていますが、「北海道民生委員・児童委員連盟が開催する研修への講師派遣や研修資料の提供など被害者の発見、保護に向けた連携」と修正しています。

続いて、17ページです。2の通報等への適切な対応の(1)配偶者暴力相談支援センターの施策の方向として、被害者の安全確保に関する取組について、具体的な記述を加えています。1つ目の丸、被害者の安全の確認については、「通報を受けた場合の」を入れています。3つ目の丸、医療機関専用電話の活用ですが、「専用電話の活用による通報への適切な対応」としています。4つ目の丸、「被害者に対し安全確保の助言や必要な保護の勧奨」については、「被害者に対し配偶者暴

力相談支援センターが行います支援の説明など、安全確保の助言や必要な保護を受けることを勧奨」するとしています。それから、5つ目の丸、「危険急迫の場合は、警察に通報し、一時保護について勧奨」というところを、「危険急迫の場合は、警察に通報するとともに、被害者に一時保護を受けることを勧奨」としています。一番下の丸、「高齢者虐待又は障がい者虐待について市町村と連携した被害者支援」については、「高齢者虐待又は障がい者虐待に当たる場合は、市町村に通報するとともに、届出に関する説明を行うなどの支援を実施する」と修正しています。

19ページです。(2)警察の施策の方向として、相談体制の充実と関係機関との連携のところです。これについては、資料5で説明したとおり、警察の取組について具体的な記述に修正しました。たたき台の4つ目の丸、「被害者から援助を受けたい旨の申出があった場合の援助」を「被害者から被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があった場合の必要な援助」と文言修正して、「aからdまでの取組」を表すとともに、その下の丸、「被害者に被害の届出の意思がない場合であっても、必要に応じた被害の届出の働きかけ」という取組を加えています。

21ページです。目標3、保護体制の充実の市町村区の方向のiiの関係機関との緊密な連携のところです。取組の中で、「外国人被害者の支援、通訳の確保等の体制づくり」を「入国管理局等との連携による外人被害者の支援、通訳確保等の体制づくり」と修正を加えています。

23ページです。目標4の被害者の自立の支援、1の自立支援の上から6行目に、平成28年度データとなっているたたき台を平成29年度のデータに更新しています。施策の方向、就業の促進に関する取組の丸の3つ目、「公共職業安定所窓口での配慮要請」については、「ハローワークの窓口における被害者のへ理解と配慮をハローワークに要請」と、分かりやすい表現に修正しています。iiiの住宅の確保では、24ページに記されている取組が、たたき台では、公営住宅における被害者の優先入居や同居親族要件の緩和について、技術的助言や情報の提供となっていますが、この中に「市町村」という文言を加えています。その下の生活保護の取組ですが、市町村や福祉事務所に対して研修等を利用した理解の促進については、「研修等を活用した配偶者からの暴力被害」についてと分かりやすい表現に修正しています。その下の健康保険に関する適切な情報提供ということで、取組の2つ目の丸、「必要に応じ、配偶者暴力相談支援センターで証明書を発行」については、「健康保険証を取得するため、加害者の扶養家族から外す場合に、配偶者暴力相談支援センターで証明書を発行」するという文言を加えて修正しています。その下の取組ですが、「被害者に対して、加入手続についての情報提供」と「相談機関等に対して、被害者に適切に提供できるよう取り扱いを周知」の2つの取組を1つにまとめて、「配偶者機関が被害者に適切に情報提供できるように、相談機関に対して年金の取り扱いなどを周知」と、分かりやすい表現に修正しています。

続いて、25ページです。真ん中あたりの住民基本台帳の閲覧等の制限では、取組の1つ目の丸、「被害者の安全のための情報提供」を「適切に住民基本台帳の閲覧制限の申出が行われるよう、被害者に情報提供」と修正しました。その下のその他の取組では、丸の5つ目、婦人保護施設における支援について、「長期(概ね1年)の援助が必要な被害者に対する」という文言を加えて修正しています。

29ページの目標7、苦情への適切な対応です。1の苦情処理、施策の方向のi、苦情への迅速かつ適切な対応の推進で、取組の3つ目の丸、「それぞれの機関の苦情処理制度の周知」について、

道の取組である「北海道男女平等参画苦情処理委員制度」を加えて修正しています。

最後の30ページ、男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶です。第3次北海道男女平等参画基本計画と同じ記述とするため、施策の方向や取組について、ご覧のとおり修正しています。

資料5と6に基づく説明は以上のとおりです。

○山崎部会長 それでは、今の説明の具体的な検討に入っていきたいと思います。説明があった委員意見の検討状況と対照表による専門部会案について、ご質問、ご意見はございますか。

○酒井委員 説明していただいた対照表（資料6）の12ページの施策の概要、それから、14ページの目標1の出だしのところの記述の中で、言葉の定義が修正されておらず、残っているところがあります。それは「親しい男女間の」という言葉ですが、配偶者や交際相手等のパートナーの後ろにこれが残ってしまうと、中途半端で、統一感がないので、削除したほうがすっきりすると思います。配偶者や交際相手等のパートナー間の暴力でいいと思います。

○津島主幹 置きかえるべきかと思ったのですが、いい文言が思い浮かばなかったのです。2カ所ほど「親しい男女間」という文言を使っているところがありますが、その使い方はほぼ同じで、配偶者、交際相手等のパートナー、親しい男女間という使い方ですので、そこをとってしまっても意味は変わらないと思います。

○山崎部会長 そうですね。配偶者にも交際相手にも全て親しい男女は入っていますので、ここは削除するというのでいいですね。

○津島主幹 削除して、うまく流れるような文章にいたします。

○山崎部会長 他にございますか。

○佐藤委員 前回の部会では議論されていなかったと思いますが、気になったところがあります。

資料8の17ページの若年層への効果的な啓発の推進で、予防啓発の推進のために、特に若年層の啓発に当たっては「インターネットなど多様な媒体を活用する」などという考え方があるのに、啓発の推進のところでは、「リーフレットの作成、配布による若年層への啓発」という形になってしまっています。前回の議事録を拝見すると、チェック項目に関しては、以前、現行の計画ではインターネットのことも書いてあったのですが、冊子を作ったので、新しい計画では削除するという説明があったようです。しかし、実際に若年層がリーフレットを見ることよりも、スマホなどで確認することも多いのではないかと思います。インターネットなど多様な媒体を活用するなどとなっているのに、実際の推進の取組には、それが全く入っていないはどうかと思います。

もう一つは、インターネットとありますが、今やSNSなのではないかということもあります。現実的に若年層が何を見ているのか、自分はどう動けばいいのかというときの最も効果的な方法をそろそろ考えなければいけないのではないかと思います。

○山崎部会長 例えば、フェイスブックで立ち上げて啓発するとかですね。

○佐藤委員 告知をする場合も、こうした計画があっても、計画自体がなかなか周知されないというか、気づかないでいる方たちがとても多いと思いますので、もう少し、普段見ているものの中から確認できるような状況を対応していけたらいいのではないかと思います。

○津島主幹 計画については、リーフレットを作りましたら、同じものをホームページで出すように考えています。若年層に限らず、計画を作っても、一般の方々がなかなか承知していないというのは、

全くそのとおりだと思います。このぐらいのボリュームの計画を作りましたというだけでは、なかなか難しいと思います。今まではDV計画を作ったときにリーフレットを作成していませんので、この計画を作った後に、ボリュームのないリーフレットを作って、広くいろいろなところ配布していきたいと考えています。また、普及啓発については、佐藤委員のご意見も参考にしながら、さまざまな方法で皆様方に周知できるようにしていきたいと思っています。

○山崎部会長 SNSの利用はどうか。

○津島主幹 私どもの道民生活課では犯罪被害者についても対応しており、いろいろなところではあります。予算的な問題もありますが、他府県の状況を見ながら、効果的な普及啓発について検討していかなければならないと思っています。

○山崎部会長 高校生はフェイスブックやLINEやツイッターを見ている。チェックリストをフェイスブックで見られるようにしておけば、私はDVを受けているのかなと思ったときに、ぱっと見られると思います。私も余り詳しくないのですが。

○山崎部会長 道でこんなチェックリストを上げているというのが拡散されてという効果も出てくると思います。

○佐藤委員 結局、一つのところからの発信ではなくて、それがリツイートされて広がるということがあります。それは、実はお金もかからずに広がっていくことにつながっていくのかと思うのです。

○津島主幹 私ども道民生活課でも、女性活躍などについてはフェイスブックを使ってやっています。

○廣畑室長 作っただけではだめなのです。それを見てくれる人が増えているのですが、見に来る人がまだまだ少ないです。SNSというツールを使うのは、今の社会の中では一般的であり、効果的なのですが、作った後にうまく流れていくのが難しいところであり、女性活躍の会議で話題になっていました。

道民生活課の中では、犯罪被害者はもとより、青少年グループでは、自撮り防止のためにとか、私どものグループよりもSNSを利用しなければいけないのですが、そこまで入っていったいないのです。

○津島主幹 私たちがついていけないだけかもしれません。勉強したいと思っています。

○山崎部会長 利用の可能性は考えていただきたいと思います。

○津島主幹 DVなどに限らず、これからの啓発はSNSも利用しなければだめでしょうね。

○佐藤委員 DVだけでやろうと思うと、いろいろな情報発信ができないでしょうね。他の部署でやっている取組も合わせて、若い人たちに対するという切り口で作っていくといいと思います。

○津島主幹 道民生活課では、男女平等やDV以外にも、青少年や交通安全、犯罪被害とさまざまな取組を行っていますので、課全体で考えていけたらいいと思っています。いろいろなことを含めてSNSの発信ができないか、投げかけてみたいと思います。

○山崎部会長 ぜひお願いします。他に、お気づきの点やご意見、ご質問はございますか。

○佐藤委員 感想になります。男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶ということで、男女平等参画基本計画のほうと合わせた文言にされたという説明をいただきましたが、私もそれがいいと思います。前回の案では外国人のところを全部外れている状態があって、今回は入れていただいた上で、P22の取引先のところでも外国人に対する施策として入っているの、全体の流れにつなが

ったと思います。

○山崎部会長 対照表（資料6）の25ページの一番下のその他のところです。長期の援助が必要な被害者に対する婦人保護施設における支援ということでは、民間シェルターでは、ステップハウスという形で、シェルターを出た後の人の支援をしていますが、婦人保護施設での支援というのは売春防止法に基づいた、昔ながらの婦人保護という考え方でいいのですか。

○美藤女性相談援助センター所長 法律上は、売春防止法の規定で都道府県などに置くことができるとなっている婦人保護施設となっています。ただ、現状では、売春の理由で入る方はいませんので、ステップハウスに近い形で、自立支援が必要なDV被害者の方、若年の方で保証人がおらず、アパート契約が困難な方、就労が困難な方、直ちに社会に出ていくことが難しい方などに入っていただき、一時保護施設から就労するとか、一時保護施設の中で生活に必要な技術や就労に必要な知識等を身につけていただくという形で運営しています。ですから、設置根拠は売春防止法ですが、実態は自立支援のために長期に入所していただき、トレーニングなどをしていただくための施設ということです。

○山崎部会長 分かりました。他に何かございますか。

○酒井委員 全体的な目次の体裁として、第1、第2、第3、第4となっていて、第4だけ中にローマ数字でⅠとⅡが使われています。そして、特に、Ⅱ（資料8の36ページ）については、出だしの文章が「女性に対する暴力は」となっていて、その内容は、性犯罪とか、SACRACH（さくらこ）とか、女性の問題が盛り込まれています。女性に対する暴力はということで、このページが構成されているのであれば、第4のⅡを特に女性にしているというのは理解できるのですが、こだわりがなければ、あらゆる暴力の根絶という形で統一されたほうがいいと思います。一方で、このページだけ女性の問題に特化しているのであれば、意味があると思いますし、そういうようにも読めるのです。性犯罪のことに特に触れられていますのでね。第4の構成が意図的なものであれば、これでいいと思いますが、そうでないのであれば、あらゆる暴力の根絶として、「女性に対する」を削除してもいいと思います。

○津島主幹 これは、昨年度に策定した第3次北海道男女平等参画基本計画の記載をそのまま転記させていただき、男女平等を推進していく上で、特に女性に対する暴力を根絶する必要があるという趣旨で作っています。

○酒井委員 それであれば、残してもいいと思います。

○山崎部会長 ここは、女性に特化してということで、ぜひ残していただきたいと思います。社会的構造からいっても、まだまだ平等にはなり得ていないと思うので、残していただきたいと思います。他にご意見はありますか。

○広瀬会長 説明がなかった資料8について、気になるところがあります。

13ページの中段にある「被害者の立場に立った切れ目のない支援」のところの文章が、分かりづらいと思います。「配偶者からの暴力は」が主語ですね。「その防止と併せ、通報や相談への対応、一時保護、自立支援等、多くの段階にわたり」の後が分かりづらいのです。「被害者に、最も身近な行政主体である市町村をはじめ多様な関係機関等による切れ目のない支援を必要とする問題であり」とあって、「被害者の国籍、障がいの有無等を問わず、被害者の意思を尊重した支援を行う

必要があります」と続いています。これは、「配偶者からの暴力は」の主語に対応するのは、切れ目のない支援を必要とする問題であるということですね。これが一つの主語述語の関係で、その中に、被害者に最も身近な行政主体である云々というのが入り込んでいるので、すごく読みづらく、文章が複雑だと思います。私としては、「配偶者からの暴力は、自立支援等多くの段階にわたり、切れ目のない支援を必要とする問題であり」として、その後、「最も身近な行政主体である市町村をはじめ多様な関係機関等による被害者の国籍、障がいの有無等を問わず、被害者の意思を尊重した支援を行う必要があります」としたほうが分かりやすいと考えます。

○山崎部会長 確かに、そうだと思います。

○津島主幹 そうですね。

○広瀬会長 もう一つは、27ページに出てくる用語についてです。「保護命令についての適切な助言と支援」のところで、審尋という言葉が出てきますが、これは一般の素人が読んだら、全く理解できません。関係法律を見てたら、保護命令を出す前段として、口頭弁論または相手方が立ち会うことができる審尋と書いてありますので、少なくともそのくらい書かないと、一般の人が読んだ場合、どういうことなのか理解できないと思います。少し言葉をつけ足していただけたらと思います。

○津島主幹 承知いたしました。分からない言葉は見直すようにいたします。

○広瀬会長 それから、資料8の中に、いくつか誤植と思われる誤字脱字の類いがあるので、申し上げます。まず、21ページの相談体制の充実ですが、「本道においては」の次の行で、「きめ細かな対応を図るが重要です」というのは、「図ることが重要です」とならないとおかしいと思います。それから、25ページの保護体制の充実ですが、この中で「また、この他、被害者本人の意思や状況、同伴者の有無等を勘案し、婦人保護施設や母子生活支援施設、児童相談所等の一時保護所を活用等した」とありますが、この「等」は要るのでしょうか。

○津島主幹 「活用した」ですね。申し訳ございません。

○広瀬会長 最後は、35ページの苦情処理のところですか。1の最後の文言ですが、「申立人に二次的な被害が生じるとのないよう」と、「こ」が抜けています。「ことのないよう」ですね。

○津島主幹 申し訳ございませんでした。ありがとうございます。

○事務局 ついでに、8ページをご覧いただきたいと思います。図10の右側で、「一時保護中の相」となっていますが、「相談を除く」と書き加えてください。

○広瀬会長 こういう計画は、読み手は誰と考えて作成しているのでしょうか。例えば、第3次計画はどういう方に配布して読んでいただいているのですか。

○津島主幹 計画については、行政や関係者を対象に考えています。一般の方に向けては、具体的な中身は本体ができてからになります。薄いパンフレットのようなものを、ボリュームのないもので、ビジュアルで分かりやすいものを作りたいと思っています。また、配布はしませんが、本体もホームページ等でお見せしますので、パンフレットを見て、興味がある方は本体を見ていただけていると思います。ですから、関係者ではない方が読んでも分かりやすいようなものにはしたいと思っています。

○山崎部会長 他にございますか。今日の部会で仮の案を作って、審議会に出すということですね。

○津島主幹 そうです。今、皆さんに日程の照会をさせていただいていますが、10月25日に第2

回審議会の開催を予定していますので、審議会の中で、山崎部会長から専門部会での審議結果についてご報告していただき、その他の委員からもご意見をいただいてから、審議会としての答申案を固めていただきたいと思います。

○山崎部会長 まだ意見がある場合は、10月4日ぐらいまでに事務局に意見を言っていただくというところでよろしいですか。

○津島主幹 はい。

なお、本体（資料8）の16ページ中段に、平成30年度の道民意識調査の結果を反映した記述に変更と書いて、まだ記載されていないところがあります。実は、8月末まで道民意識調査を行ってまして、ちょうど昨日、担当の広報広聴課からコメントを作成してくれという依頼があり、今、作成しているところです。また、広報広聴課から、道民意識調査の結果については、11月中旬くらいに公表することになるので、それまでは議会等を含めて外に出さないようにと指示があります。ですから、計画にはまだ書き込めない状況で、次回の審議会のときにも入らないと思います。

○美藤所長 私から申し上げるのも何なのですが、本編（資料8）の9ページ、bの一時保護の説明の2行目です。厚生労働大臣の定める基準を満たす民間シェルター8カ所及び母子生活支援施設・救護施設4カ所となっていますが、ここは民間シェルターなど12カ所として、母子生活支援施設と救護施設で保護していることは出さないほうが良いと思います。下の表3でも、民間シェルター等と書いていますので、あえてここで母子生活支援施設と救護施設を活用しているということを書かないほうが良いと思います。

○山崎部会長 そうですね。それらの施設は場所が分かりますからね。そのほうが良いと思います。

○津島主幹 26ページにも同じように書いています。8カ所の民間シェルター、4カ所の母子生活支援施設・救護施設とありますので、ここも民間シェルターなど12カ所という形にしたいと思います。

○山崎部会長 お願いします。他にご意見はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○山崎部会長 それでは、またお気づきの点がありましたら、10月4日までに事務局に教えていただくということをお願いしたいと思います。それでは、事務局にお返しいたします。

### 3 閉 会

○津島主幹 本日は、大変貴重な意見をいただきまして、ありがとうございました。

先ほども言いましたが、10月25日の午後に第2回審議회를予定しています。会場が決まりましたら、改めてご案内させていただきます。その審議会では、山崎部会長から専門部会の審議結果をご報告いただくこととなりますので、本日もいただいたご意見、また、10月4日までに何かお気づきの点があれば、事務局にお伝えしていただいて、それにあわせて修正等をいたします。

なお、修正事項につきましては、山崎部会長と私どもで確認をさせていただいて、その結果については皆様方にお知らせしたいと思いますので、よろしくお願いします。

本日の審議の状況につきましては、議事録を作成いたします。前回、議事録を確認していただく

のが大変遅くなってしまいました。今回は、次の審議会が10月25日ですので、なるべく早目に確認をいただけるようにいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、平成30年度北海道男女平等参画審議会第2回専門部会を終了いたします。

本日は、お忙しいところをありがとうございました。

以 上